

「保安業務監督者(仮称) 育成のための教育について

平成27年11月18日



一般財団法人 日本ガス機器検査協会(JIA)



JIAが実施している消費機器関連の講習業務の紹介

JIAでは、現在、消費機器関連の講習として次の3種類を実施している。

1. ガス消費機器設置工事監督者 (国家資格) (指定講習機関: JIA)

対象者	排気筒を設ける必要のある室内式ガス湯沸器、ガスふろがま（特定ガス消費機器）の設置工事を監督する者	
受講者数(年間)	12,000人	
有資格者数	31,000人	
講習の内容	ガス及びガス機器に関する知識、給排気方式別設置基準、特定工事の施工方法特監法、ガス事業法などの関係法令、事故事例など	
受講日数及び受講料	資格取得の場合、座学 2日間（修了試験有り） 資格更新の場合、座学 1日間（3年毎に受講）	26,200円 11,000円

2. ガス機器設置スペシャリスト(GSS) (自主資格) 運営:ガス機器設置技能資格制度運営委員会 (事務局: JIA)

対象者	屋外式や排気筒不要の室内式ガス温水機器、ビルトインガスこんろなどの固定設置型ガス調理機器等の設置工事施工者	
受講者数(年間)	4,000～5,000人	
有資格者数	13,500人	
講習の内容	(座学)ガス及びガス機器に関する知識、ガス機器設置基準および関係法令 事故事例、不備事例 (実技)ビルトインガスこんろ、暖房機能付ふろ給湯器の設置工事実習など	
受講日数及び受講料	資格取得の場合、座学及び実技 3日間（修了試験あり） 資格更新の場合、座学 1日間（3年毎に受講）	58,400円 20,300円



JIAが実施している消費機器関連の講習業務の紹介

3. ガス可とう管接続工事監督者（自主資格） 運営：ガス可とう管接続工事監督者講習推進協議会（事務局：JIA）

対象者	固定設置型ガス機器(都市ガス用)とガス栓との接続工事を監督する者	
受講者数(年間)	3,000人	
有資格者数	117,000人(資格更新制度なし)	
講習の内容	(座学)ガス機器接続工事の概要、接続具の種類、施工方法、施工不具合事例など (実技)強化ガスホースを使用したガス栓とガス機器との接続作業実習	
受講日数及び受講料	座学及び実技 1日間 (修了試験あり)	12,300円

ガス機器の設置基準に関する書籍出版について

4. ガス機器の設置基準及び実務指針(通称:黒本)等の刊行

家庭用	業務用	黒本は、ガス機器の正しい設置を行うための統一的な基準書として、設置工事に携わる者はもとより、国土交通省所管の建築物の確認時や、総務省消防庁所管の消防検査など多方面で活用されています。
家庭用 改訂第8版 (平成26年1月発刊)		
業務用 改訂第5版 (平成19年6月発刊)		



「保安業務監督者(仮称)」の主な業務及び求められる要件

ガス小売事業者等が消費機器の調査・周知を行う上で、
「保安業務監督者」に従事させる主な職務

- ① 保安統括者に対する意見具申・助言
 - ② 保安計画の審査
 - ③ 保安業務規程やその他の諸規程の制定・改廃に関する意見具申
 - ④ 事故内容の審査
 - ⑤ 所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査
 - ⑥ 立入検査への立ち会い
 - ⑦ 保安教育計画の審査
 - ⑧ 保安業務規程の実施状況の把握
 - ⑨ 消費機器の調査・周知を行う者(調査従事者)への指示
 - ⑩ 消費機器の調査・周知業務の実施状況の確認
- など

これらの職務を実施する
ためには

「保安業務監督者」に求められる要件

I. 【社内ルールの適切性の確認】

保安統括者に対する意見具申・助言できる知識や、保安業務規程や関連規程、保安計画や保安教育計画の内容が法令や技術的観点から適切であると判断できる能力

II. 【事故発生時における適切な対応】

所管官庁に提出する報告書の記載内容(事故原因の分析結果の妥当性、事故の再発防止策の適切性など)の確認や、立入検査時において法令や技術的観点から説明等が行える能力

III. 【保安業務の実施状況確認、指示】

保安業務規程の実施状況の把握や消費機器の調査・周知業務の実施状況の確認、調査従事者への指示などの業務を適切に実施できる能力

IV. 【緊急時・大規模災害発生時における適切な対応】

緊急時・大規模災害発生時において、導管事業者などと連携を取りながら、保安の確保や復旧作業などを適切に実施できる能力

ガス消費機器の保安確保に関する総合的な知識を有する必要がある



教育カリキュラム(案)の概要

「保安業務監督者」を育成するための教育カリキュラムとして取り入れる必要がある科目について、以下のとおり提案する。

法令に関する知識

(小売事業者に必要な保安に関するもの)

自社が行う保安業務が、法令等に基づいた適正な内容であるかを判断するための知識

ガス及びガス消費機器に関する知識

(ガスに関する物性及び化学理論)

(ガス消費機器の種類、構造、給排気方式など)

事故発生時や再発防止策検討時において、技術的観点から判断、助言、指示などを行うための知識

消費機器調査・周知

その他保安実務に関する知識

(消費機器調査の基準、調査方法などの知識)

(ガス事故、緊急時・大規模災害発生時の対応方法)

保安計画や教育計画の審査、保安業務規程の実施状況の把握、調査従事者への実施状況の確認・指示及び緊急時・大規模災害発生時などにおける保安業務を行うための知識

「保安業務監督者」として役割を果たすための知識



教育カリキュラム(案)の詳細

「保安業務監督者」を育成するための教育カリキュラムの詳細について、以下のとおり提案する。

科目名	主な教育内容
法令に関する知識	ガス事業法
	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(特監法)
	建築基準法、消防法、消費生活用製品安全法、下水道法
	など
ガス及び ガス消費機器 に関する知識	気体の性質、気体の熱力学と化学反応、ガス(天然ガス、LPガス)の燃焼状態に関する基礎
	ガス消費機器の種類・構造・機能、ガス機器の安全装置に関する種類・構造・機能
	ガス栓、ガス接続具、ガス漏れ警報器、ガスマーティーに関する知識
	ガス機器の給排気に関する知識、ガス機器の設置基準に関する知識
	など
科目名	主な教育内容
消費機器調査・周知 その他保安実務 に関する知識	消費機器調査・周知の概要、基準、留意点、方法、結果の記録について(適宜、映像・実機を使用)
	消費機器調査結果の不備事例、不良給排気設備の改善方法、CO中毒に関する知識
	都市ガスに起因する消費段階での事故に関する知識(事故事例、対処方法、再発防止策)
	緊急時・大規模災害発生時の導管事業者等との連携、災害発生時の初期活動から復旧まで
	など



修了試験の実施

「保安業務監督者」として必要な知識が身についているかを判定するために、修了試験を実施することを提案する。

出題範囲

「法令に関する知識」、「ガス及びガス機器に関する知識」、「消費機器調査・周知その他保安実務に関する知識」の3科目より出題

*判定基準(合格点)については、要検討

(修了試験問題の例 … 過去の特監法講習の場合)

2. 特定ガス消費機器に関する知識

次の各記述の [] 内に、各記述の下に示す語群から最も適切な語句を選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

問題 No.	問 題	解 答 欄 (配点)								
2-1	<p>次の記述の [] 内に、記述の下に示す語群から最も適切な語句を選び、その記号を解答欄に記入しなさい。</p> <p>強制排気式（FE式）ガス瞬間湯沸器に取り付けられている [①] 防止装置には、換気不良による室内酸素濃度の低下等に起因する [②] による事故を防止するため、燃焼排ガス中の [③] 濃度を検出し、その濃度が一定レベルより増加したときにガス通路を遮断する [④] 式がある。</p> <p>イ、一酸化炭素（CO）　ロ、二酸化炭素（CO₂）　ハ、酸素（O₂） ニ、COセンサー　ホ、逆流検知　ヘ、燃焼排ガス流出 ト、不完全燃焼　チ、O₂センサー</p>	<table border="1"><tr><td>①</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(2点×3)</td></tr></table>	①		②		③		(2点×3)	
①										
②										
③										
(2点×3)										



講習日数と受講軽減措置

【まとめ】

科目名	主な教育内容
法令に関する知識	ガス小売事業者が消費機器調査などの保安業務を行う上で遵守すべき関係法令に関する知識
ガス及びガス消費機器に関する知識	ガスの燃焼、ガス消費機器の分類・構造、燃焼器の給排気方式などに関する知識
消費機器調査・周知 その他保安業務に関する知識	ガス小売事業者がガス需要家に対して行う ガス消費機器の調査・周知業務等の保安業務に関する知識
修了試験	上記の3科目から出題

教育に要する時間については、教育内容のボリュームに応じて決定

⇒**講習日数として、3日間程度を想定**

【課題】… すでに都市ガスもしくはLPガスの保安関連資格を有する者は、すでに一定の知識・スキルを有しているため、軽減の仕組みについて、今後検討**する必要がある。**





「保安業務監督者」講習実施の仕組みについて

JIAで実施する場合、各種講習業務のノウハウを活かし、受講者からの申込受付、講習の実施、修了証の発行などを、**一貫して実施可能です。**

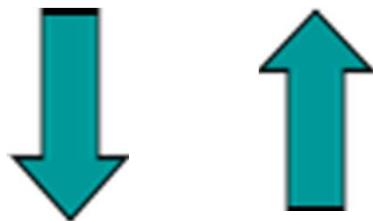
* JIAでは、消費機器関連の講習を、全国で年間250回以上開催

一般の受講者からの申込みを直接受付・受理

受講者

「保安業務監督者」もしくは「保安業務監督者の代行者」として、保安業務に従事する予定のもの

- ・受講申請
- ・講習受講



- ・講習開催
- ・修了証発行

J I A
(講習業務 and 運営業務)





講習修了後の研修機会の提供

フォロー教育の提供

「保安業務監督者」の講習修了後、法令の重要事項や改正部分、ガス機器や消費機器調査に関する新たな知識などについて、フォロー教育を受けられる研修機会を設けることを検討する。

(フォロー教育の内容)

- ① 最近の事故事例や不具合改善事例など、消費機器に係る自主保安の体制強化のために有効な新たな知識について学習
- ② 調査従事者への保安教育計画審査、消費機器に係る事故や緊急時・大規模災害発生時の対応、調査従事者への指導、業務内容の確認などの業務を実施するために必要な知識の復習



以 上

ご清聴、ありがとうございました。



一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)